○国家公安委員会規則第十一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十五号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和七年六月六日

国家公安委員会委員長　坂井　学

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数

の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第二条　法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～八　略］ 九　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十三条第一号に規定する罪 ［十～四十六　略］ 四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪 ［イ～ニ　略］ ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第二条　［同上］ ［一～八　同上］ 九　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪 ［十～四十六　同上］ 四十七　［同上］ ［イ～ニ　同上］ ホ　［同上］

［(1)～(6)　略］ (7)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条第五号又は第六号に規定する罪 (8)～(29)　［略］ へ　［略］ ［四十八～六十　略］	［(1)～(6)　同上］ ［加える。］ (7)～(28)　［同上］ へ　［同上］ ［四十八～六十　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第六条　法第四条第一項第三号（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～八　略］ 九　法第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十三条第一号に規定する罪 ［十～四十六　略］ 四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪 ［イ～ニ　略］ ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第六条　［同上］ ［一～八　同上］ 九　法第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪 ［十～四十六　同上］ 四十七　［同上］ ［イ～ニ　同上］ ホ　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。	別記様式第22号（第44条、第55条、第66条関係） 第　　号 届出確認書不交付通知書 年　　月　　日付けで届出のあった下記の営業については、届出確認書を交付することができないので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第44条第２項（第55条第２項及び第66条第２項において準用する場合を含む。）の規定により通知する。 年　　月　　日 住所 殿 公安委員会 印 （ふりがな） 氏名又は名称 営業所又は受付所の所在地 〒（　　） （　　）局　　番 （ふりがな） 営業所の名称又は広告若しくは宣伝をする場合に使用する呼称 交付できない理由 上記営業所又は受付所が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律又はこれに基づく条例の規定により営業を営んではならないこととされる区域又は地域に所在するため。 注１）この規定に違反して店舗型性風俗特殊営業又は無店舗型性風俗特殊営業を営んだ者は、５年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 注２）この規定に違反して店舗型電話異性紹介営業を営んだ者は、２年以下の拘禁刑若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 備考 １　受付所を複数設ける旨の届出書の提出があった場合においては、「営業所又は受付所の所在地」欄には、受付所営業を営んではならないこととされる区域又は地域に所在する受付所のみを記入すること。 ２　不要の文字は、横線で消すこと。 ３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。	［(1)～(6)　略］ (7)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条第五号又は第六号に規定する罪 (8)～(29)　［略］ へ　［略］ ［四十八～六十　略］
	別記様式第22号（第44条、第55条、第66条関係） 第　　号 届出確認書不交付通知書 年　　月　　日付けで届出のあった下記の営業については、届出確認書を交付することができないので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第44条第２項（第55条第２項及び第66条第２項において準用する場合を含む。）の規定により通知する。 年　　月　　日 住所 殿 公安委員会 印 （ふりがな） 氏名又は名称 営業所又は受付所の所在地 〒（　　） （　　）局　　番 （ふりがな） 営業所の名称又は広告若しくは宣伝をする場合に使用する呼称 交付できない理由 上記営業所又は受付所が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律又はこれに基づく条例の規定により営業を営んではならないこととされる区域又は地域に所在するため。 注）この規定に違反した者は、２年以下の拘禁刑若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 備考 １　受付所を複数設ける旨の届出書の提出があった場合においては、「営業所又は受付所の所在地」欄には、受付所営業を営んではならないこととされる区域又は地域に所在する受付所のみを記入すること。 ２　不要の文字は、横線で消すこと。 ３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。	［(1)～(6)　同上］ ［加える。］ (7)～(28)　［同上］ へ　［同上］ ［四十八～六十　同上］

（少年指導委員規則の一部改正）

第三条　少年指導委員規則（昭和六十年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別記様式（第９条関係）

（表）

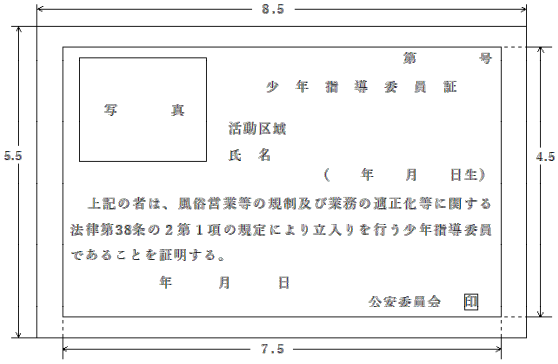

（裏）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抜粋）

第38条の２　公安委員会は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、少年指導委員に、第37条第２項各号に掲げる場所に立ち入らせることができる。ただし、同項第１号、第２号又は第４号から第７号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。

２・３　略

４　第１項の規定による立入りをする少年指導委員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

５　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第54条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、100万円以下の罰金に処する。

一～六　略

七　第37条第２項又は第38条の２第１項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避したとき。

備考　１　表側の色彩は、緑を淡緑色、文字を黒色、地を白色とする。

２　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

改正後

別記様式（第９条関係）

（表）

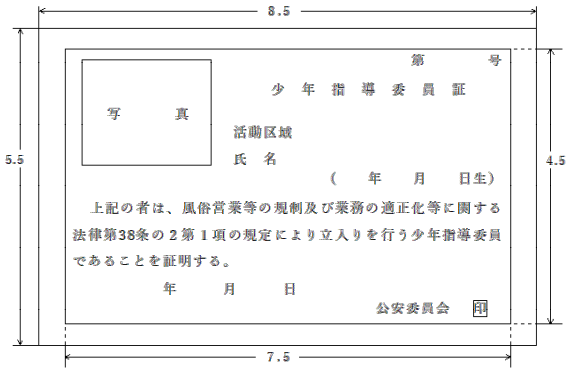

（裏）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抜粋）

第38条の２　公安委員会は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、少年指導委員に、第37条第２項各号に掲げる場所に立ち入らせることができる。ただし、同項第１号、第２号又は第４号から第７号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。

２・３　略

４　第１項の規定による立入りをする少年指導委員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

５　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第53条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

一～六　略

七　第37条第２項又は第38条の２第１項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者

備考　１　表側の色彩は、緑を淡緑色、文字を黒色、地を白色とする。

２　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

改正前

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（暴力的不法行為等） 第一条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。 ［一～八　略］ 九　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十三条第一号に規定する罪 ［十～四十六　略］ 四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪 ［イ～ニ　略］ ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する	（暴力的不法行為等） 第一条　［同上］ ［一～八　同上］ 九　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪 ［十～四十六　同上］ 四十七　［同上］ ［イ～ニ　同上］ ホ　［同上］

罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪 ［(1)～(6)　略］ (7)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条第五号又は第六号に規定する罪 (8)～(29)　［略］ へ　［略］ ［四十八～六十　略］	［(1)～(6)　同上］ ［加える。］ (7)～(28)　［同上］ へ　［同上］ ［四十八～六十　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正）

第五条　暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。	［同上］
［一～八　略］	［一～八　同上］
九　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十三条第一号に規定する罪	九　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪
［十～四十六　略］	［十～四十六　同上］
四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪	四十七　［同上］
［イ～ニ　略］	［イ～ニ　同上］
ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪	ホ　［同上］

［(1)～(6)　略］ (7)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条第五号又は第六号に規定する罪 (8)～(29)　［略］ へ　［略］ ［四十八～六十　略］	［(1)～(6)　同上］ ［加える。］ (7)～(28)　［同上］ へ　［同上］ ［四十八～六十　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（古物営業法施行規則の一部改正）

第六条　古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第一条　古物営業法（以下「法」という。）第四条第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～八　略］ 九　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十三条第一号に規定する罪 ［十～四十六　略］ 四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪 ［イ～ニ　略］ ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第一条　［同上］ ［一～八　同上］ 九　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪 ［十～四十六　同上］ 四十七　［同上］ ［イ～ニ　同上］ ホ　［同上］

罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪 ［(1)～(6)　略］ (7)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条第五号又は第六号に規定する罪 (8)～(29)　［略］ へ　［略］ ［四十八～六十　略］	［(1)～(6)　同上］ ［加える。］ (7)～(28)　［同上］ へ　［同上］ ［四十八～六十　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第一条　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～八　略］ 九　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十三条第一号に規定する罪 ［十～四十六　略］ 四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪 ［イ～ニ　略］ ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第一条　［同上］ ［一～八　同上］ 九　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪 ［十～四十六　同上］ 四十七　［同上］ ［イ～ニ　同上］ ホ　［同上］

罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪 ［(1)～(6)　略］ (7)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条第五号又は第六号に規定する罪 (8)～(29)　［略］ へ　［略］ ［四十八～六十　略］	［(1)～(6)　同上］ ［加える。］ (7)～(28)　［同上］ へ　［同上］ ［四十八～六十　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正）

第八条　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第三条　法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～八　略］ 九　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十三条第一号に規定する罪 ［十～四十六　略］ 四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪 ［イ～ニ　略］ ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第三条　［同上］ ［一～八　同上］ 九　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪 ［十～四十六　同上］ 四十七　［同上］ ［イ～ニ　同上］ ホ　［同上］

罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪 ［(1)～(6)　略］ (7)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条第五号又は第六号に規定する罪 (8)～(29)　［略］ へ　［略］ ［四十八～六十　略］	［(1)～(6)　同上］ ［加える。］ (7)～(28)　［同上］ へ　［同上］ ［四十八～六十　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月二十八日）から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の少年指導委員規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後の少年指導委員規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。